

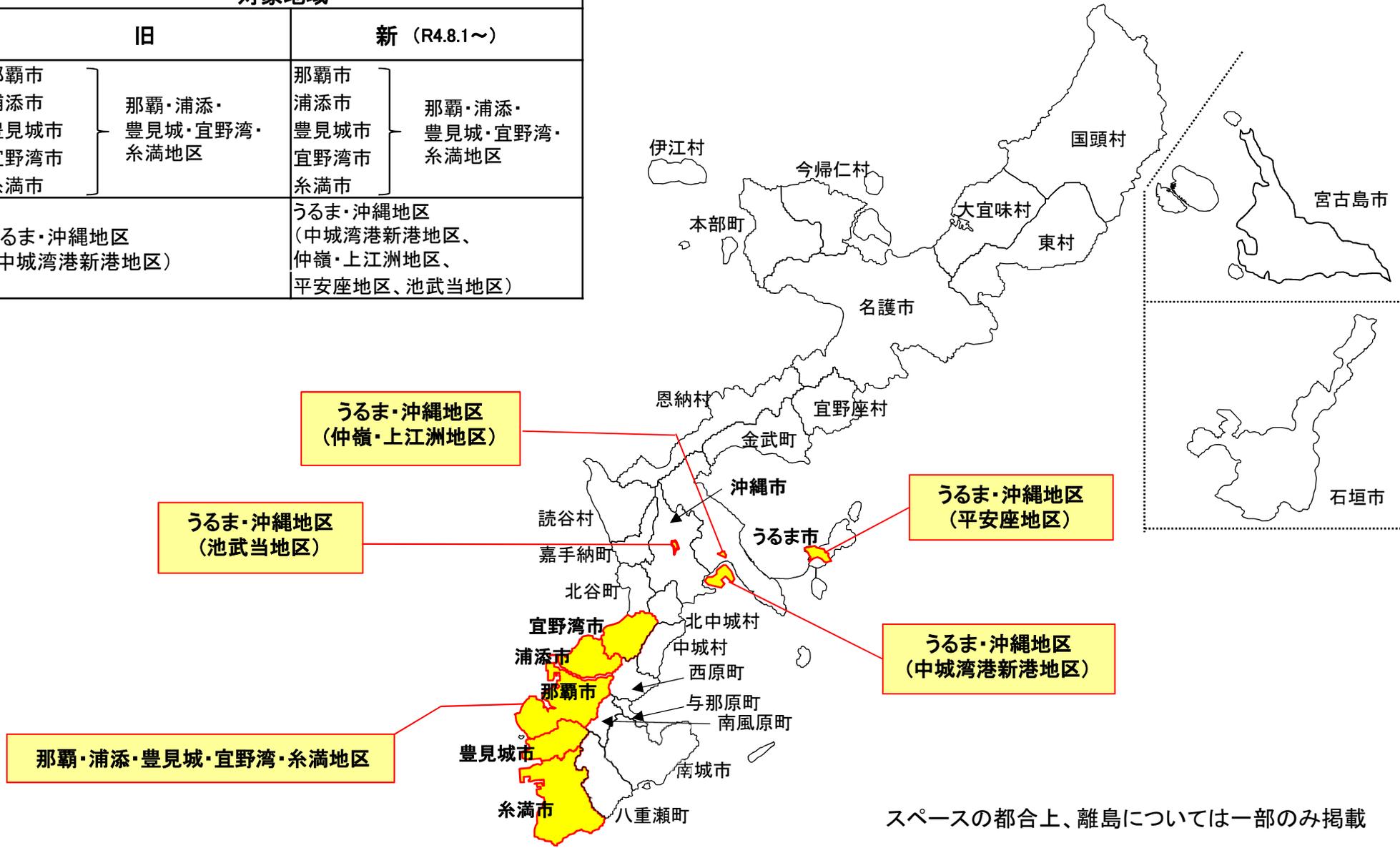
# 国際物流拠点産業集積計画 の概要について

令和4年8月

沖縄県

# 国際物流拠点産業集積地域の区域の拡大

対象地域			
旧		新 (R4.8.1~)	
那覇市 浦添市 豊見城市 宜野湾市 糸満市	那覇・浦添・ 豊見城・宜野湾・ 糸満地区	那覇市 浦添市 豊見城市 宜野湾市 糸満市	那覇・浦添・ 豊見城・宜野湾・ 糸満地区
うるま・沖縄地区 (中城湾港新港地区)		うるま・沖縄地区 (中城湾港新港地区、 仲嶺・上江洲地区、 平安座地区、池武当地区)	



スペースの都合上、離島については一部のみ掲載

# 国際物流拠点産業集積地域の概要

目的：国際物流拠点産業の集積を通じた沖縄の産業及び貿易の振興

地区指定：知事が「国際物流拠点産業集積計画」において指定

## ◇ 地区指定の法律上の要件

- ① 相当量の貨物を取り扱う開港又は税関空港に隣接・近接
- ② 土地の確保が容易
- ③ 国際物流拠点産業の集積が沖縄の産業及び貿易の振興に必要

対象事業：

国際物流拠点産業（投資税額控除・特別償却）

特定国際物流  
拠点事業

（所得控除）

- 製造業
- 倉庫業
- 航空機整備業
- 特定の機械等修理業
- 特定の無店舗小売業
- 道路貨物運送業
- 特定の不動産賃貸業
- 卸売業
- こん包業

※所得控除、投資税額控除、特別償却は選択制

※こん包業は、税制上の特例措置の対象外

# 国際物流拠点産業集積地域における特例措置

## ・ 特例措置の内容

- 所得控除（40%控除）
- 投資税額控除（機械装置等15%、建物等8%）
- 特別償却（機械装置等50%、建物等25%）
- 事業税、不動産取得税、固定資産税の減免
- 事業所税の軽減（那覇市のみ）
- 沖縄振興開発金融公庫の融資制度
- 中小企業信用保険法の特例
- 中小企業投資育成株式会社の特例
- 保税地域特例（許可手数料の軽減、関税の選択課税等）

※所得控除、投資税額控除、特別償却は選択制です。

※各措置には、それぞれ別途適用要件があります。

# 国際物流拠点産業集積計画の概要

## 1 計画策定の意義等

## 2 国際物流拠点産業集積地域の区域

### (1) 那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区

那覇市、浦添市、豊見城市、宜野湾市、糸満市（14,660ha）

### (2) うるま・沖縄地区

中城湾港新港地区、仲嶺・上江洲地区、平安座地区、池武当地区（710ha）

地域に指定する基本的な考え方

- ① 相当量の貨物を取り扱う開港又は税関空港との隣接・近接性
- ② 土地確保の容易性
- ③ 労働力確保の容易性
- ④ 輸送施設等の整備
- ⑤ 沖縄における産業及び貿易の振興に資するための必要性

## 3 計画期間

令和4年8月1日から令和13年度末まで

## 4 措置の内容

国際物流ネットワークの強化と物流コストの低減、  
臨空・臨港型産業（国際物流拠点産業）の集積促進、県内事業者の海外展開促進

## 5 措置の実施により見込まれる効果

沖縄における産業及び貿易の振興、国際物流拠点産業集積地域内に新たに立地する臨空・臨港型産業の企業数の増加等

## 6 実施計画の認定等に関する基本的事項

実施計画への記載事項、認定事業者に対する支援措置、認定基準等